

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国税庁は、事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

国税庁長官

## 公表日

令和5年10月16日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務
②事務の内容	<p>・国税庁は、特定個人情報保護評価における特定個人情報ファイルを取り扱う事務として、税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務（以下、「報告の聴取、質問又は検査に関する事務」）がある。</p> <p>・報告の聴取、質問又は検査に関する事務は、税理士法第55条の規定により、税理士業務の適正な運営の確保をするため必要があるときに、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類の検査を行うものであり、当該報告の聴取、質問又は検査において把握した税理士法違反に関する情報と、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第14条の2の規定により日本税理士会連合会から提供を受けた税理士名簿情報（番号法施行後においては、特定個人情報ファイル）とをひも付けて管理している。</p>
③対象人数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満         </div> <div style="text-align: center;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満         </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税理士システム
②システムの機能	税理士、通知弁護士、税理士法人及び通知弁護士法人に関する情報の管理
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 税務システム</div> <div style="width: 100%;"><input checked="" type="checkbox"/> その他（e-Tax、国税庁の次世代システム）</div> </div>
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
税理士名簿情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条(利用範囲)第1項</li> <li>別表第1 項番31(公布後未施行)</li> </ul> <p>2 住民基本台帳法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)</li> <li>別表第1 項番44の6</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
②所属長の役職名	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税理士名簿情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	税理士
その必要性	税理士業務の適正な運営の確保をするため、税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の聴取又は質問若しくは検査において、税理士の情報を正確に把握するため、個人番号を利用する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 税理士関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	税理士法施行規則第14条の2の規定により、国税庁長官は日本税理士会連合会から税理士名簿の登録等の通知を受けるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和6年5月20日
⑥事務担当部署	国税庁長官官房総務課税理士監理室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 日本税理士会連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( インターネット回線 )	
③使用目的 ※	税理士業務の適正な運営の確保	
④使用の主体	使用部署	総務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>・個人番号を含む税理士名簿情報を日本税理士会連合会から受け取る。税理士名簿情報は、e-Taxを利用したオンラインデータ連携により受領する。</p> <p>・受け取った電子情報を税理士システムに取り込み、税理士システムにおいて税理士名簿情報を一元管理する。</p>	
	情報の突合	—
⑥使用開始日	令和6年5月20日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託しない ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 件	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [○] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	





## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### <税理士名簿情報ファイル(個人)>

1.税理士番号、2.個人番号、3.入力区分、4.データ区分、5.異動年月日、6.カード区分、7.登録年月日、8.証票番号、9.氏名(カナ)、10.氏名・漢字、11.生年月日、12.性別、13.本籍区分、14.自宅局署番号、16.自宅住所コード上5桁、17.自宅住所、18.事務所局署番号、19.事務所住所コード上5桁、20.事務所所在地、21.事務所郵便番号、22.事務所電話番号、23.事務所名称、24.最終学歴・卒業年月、25.最終学歴・学歴区分、26.最終学歴・略称、27.税理士取得年月日、28.税理士資格区分、29.職歴区分、30.署退年月、31.抹消事由、32.抹消年月日、33.異動年月日、34.所属区分、35.所属税理士等番号(法人番号、親税理士登録番号、親税理士個人番号)、36.所属税理士法人事務所番号、37.税理士証票最新発行年月日、38.税理士証票次回定期交換期限年月日、39.税理士証票定期交換既未済状況区分

### <税理士名簿情報ファイル(職歴)>

1.税理士番号、2.個人番号、3.連番、4.開始年月日、5.終了年月日、6.職歴

### <税理士名簿情報ファイル(法人)>

1.処理年月、2.一連番号、3.税理士法人番号、4.事務所番号、5.入力区分、6.データ区分、7.異動年月日、8.カード区分、9.法人設立年月日等、10.届出年月日、11.法人名称・カナ、12.法人名称・漢字、13.出資総額、14.代表社員情報(代表者税理士登録番号、代表者個人番号)、15.事務所名称(カナ)、16.事務所名称(漢字)、17.事務所所在地、18.事務所郵便番号、19.事務所電話番号、20.支店廃止年月日、21.所属社員情報(税理士登録番号、所属社員就任or退任年月日、税理士区分)、22.出資金情報、23.解散情報、24.清算終了年月日、25.合併年月日、26.被合併法人情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
税理士名簿情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	日本税理士会連合会側で作成したデータの提供を受けて税理士システムに取り込む仕組みであるため、提供を受けるもの以外にデータを入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【受領した税理士名簿情報ファイルがシステムへの取り込み以外に使用されるリスク】 税理士名簿情報ファイルの受領及び取込に関する一連の作業は、管理者(国税庁税理士監理室)のみ実施可能であるため、管理者以外の者が税理士名簿情報ファイルの中身を確認することはできない。  【税理士システム内の個人番号データが目的を超えて紐づけされるリスク】 税理士システムでは、個人番号を用いた事務処理を行わないサブシステムからアクセスできないようプログラム制御を行うため、業務上個人番号との紐付けが必要のない情報と紐付けされることはない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	所属課室や役職等で限られた者しかアクセスできないように権限を設定した上で、ID、パスワード認証を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	





8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、次に掲げる方法により教育・啓発を行っている。</p> <p>1 情報セキュリティ責任者は、情報システムセキュリティ責任者、課室情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ管理者、補助者及び課室情報セキュリティ担当者に対し、情報セキュリティの確保に関する以下の内容を基本とした研修を年1回以上実施している。また、研修の受講状況を把握し、未受講者がいる場合にはフォローアップを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法</li> <li>・リスク分析手法</li> <li>・セキュリティ対策の導入及び運用手法</li> <li>・セキュリティ事故の事例</li> <li>・セキュリティ教育手法</li> <li>・個人情報・個人番号の適切な取扱い</li> </ul> <p>2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、職員等に対し、情報セキュリティの確保に関して以下の内容を基本とした研修を年1回以上実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティの重要性</li> <li>・情報システム利用者の責任</li> <li>・セキュリティ事故の事例</li> <li>・モラルの啓発</li> <li>・禁止行為及びそれらに対する罰則</li> <li>・個人情報・個人番号の適切な取扱い</li> </ul>
10. その他のリスク対策	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	開示・訂正・利用停止請求に係る保有個人情報を保有する部局で受け付ける。具体的には、以下のとおりである。 国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 各国税局(所)総務部総務課 各税務署総務課 ※ 各請求先の住所・電話番号等については、国税庁ホームページを参照。 ( <a href="https://www.nta.go.jp/about/disclosuer/madoguchi/index.htm">https://www.nta.go.jp/about/disclosuer/madoguchi/index.htm</a> )
②請求方法	法律で定められた事項を記載した請求書を上記の「①請求先」の窓口に提出するか、オンライン申請により提出する。 国税庁において作成した請求書を使用する場合は、国税庁ホームページを参照。 ( <a href="https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm">https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm</a> )
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	問合せを受けた部署等が問合せの内容に関係する部署等へ連絡し、連絡を受けた部署等において対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年10月16日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-



